

# 社会福祉法人光道会 今井保育園

## 借上げ住宅取扱規程

### 第1条（目的）

1. この規程は、社会福祉法人光道会 今井保育園（以下、法人という）における借上げ住宅の取り扱い管理について必要な事項を定めることを目的とする。
2. 借上げ住宅の取扱いについては、青梅市からの補助金等の支給が実施されることが前提であり、当該支給が実施されない場合には、借上げ住宅取扱いを停止又は廃止する。
3. 本規程に定めのないことは青梅市保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱（以下、交付要綱とする）の定めに従う。

### 第2条（入居資格）

法人が認めた正職員を対象とし、最大2名とする。

### 第3条（入居への申し込み）

借上げ住宅への入居を希望する正職員は、「借上げ住宅入居申込書」に必要事項を記入の上、園長に申し出るものとする。

### 第4条（賃貸物件の契約）

1. 借上げ住宅とする賃貸物件の契約は、宅地建物取引士が在籍し、国土交通大臣または都道府県知事より免許を取得している不動産賃貸業者を仲介者として行なう。
2. 賃貸契約は法人が貸主との間で行ない、入居する正職員はこの契約に従うものとする。

### 第5条（入居期限）

借上げ住宅の入居期限は、原則として、入居した月を含め120ヵ月間または交付要綱の廃止による補助金の終了日のいずれか早い時期までとする。入居期限が満了したときは、直ちに退去しなければならない。

### 第6条（入居期間）

1. 借上げ住宅への入居を許可された者（以下、「居住者」という）は、許可後2週間以内に入居しなければならない。
2. 許可より2週間以内に入居しないときは、入居を取り消すことがある。ただし、あ

らかじめ園長の許可を得たときは、この限りではない。

#### 第7条（同居人の範囲）

居住者が借上げ住宅に同居させることのできる者は、原則として次に掲げる者とする。

- 一. 配偶者
- 二. 子

#### 第8条（賃料の上限）

1. 借上げ住宅の賃料の40,000円を上限として法人負担とする。賃料が法人負担額を上回った場合、差し引いた金額は本人負担とし、毎月の給与から徴収する。
2. 入居者都合の転居に伴い家賃が重複し、1月当たりの賃料が上記基準を超過する場合には、当該超過した額についても、入居者負担とする。

#### 第9条（住居手当の支給停止）

借上げ住宅の取扱により、住宅の貸与を受ける者については、当該住宅の貸与を受ける間、給与・退職金規程に定める住居手当の支給を停止する。

#### 第10条（使用上の心得）

居住者は、善良な管理者の注意をもって住宅を使用し、当法人正職員として円満な隣人関係を営むよう心掛けるものとする。

#### 第11条（禁止事項）

借上げ住宅居住者は、以下の各号に定めることを行ってはならない。

- 一. 借上げ住宅を第三者に転貸をすること
- 二. 法人の許可を得ることなく、定められた以外の者を同居させること
- 三. 借上げ住宅を他の目的に使用すること
- 四. 借上げ住宅の増改築、模様替え、施設及び敷地の現状を変更すること
- 五. 周辺の住民に迷惑となることを行うこと

#### 第12条（費用負担）

居住者は、個人にかかわる下記の費用を負担しなければならない。

- 一. 仲介会社への手数料
- 二. 電気、ガス、水道等の光熱費
- 三. 町内会費
- 四. 火災保険料
- 五. 合鍵の作成費用

## 六. その他法人が入居者の負担を必要と認めた費用

### 第13条（仲介料等）

1. 住宅を借り上げる際に斡旋業者に支払う仲介料、家主に支払う礼金及び前家賃は、法人が負担する。ただし、入居者都合の転居に伴う仲介料及び礼金については、入居者負担とする。
2. 敷金、権利金及び更新手数料は、入居者負担とする。

### 第14条（居住者負担）

障子の張り替え、ガラス戸の入れ替えその他軽易な修理にかかわる費用や、物件に元々取り付けられたエアコン等の備品の修理費用は、原則として居住者の負担とする。

### 第15条（損害賠償）

居住者が故意又は過失により、建物を破損又は建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、居住者の負担により修理修繕し、又はその損害を賠償するものとする。

### 第16条（退去）

居住者がこの規程に違反する行為をしたとき、又は借上げ住宅の使用について不都合な行為を行ったときは、法人は当該居住者に対し、借上げ住宅からの退去を命令することがある。

### 第17条（退去と退去期間）

居住者が以下のいずれかに該当するときは、次に定める期間内に借上げ住宅を退去しなければならない。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| 一. 前条により退去を命令されたとき | 1週間以内 |
| 二. 法人を懲戒解雇されたとき    | 1週間以内 |
| 三. 自己都合で退職したとき     | 1週間以内 |
| 四. 定年退職したとき        | 1ヵ月以内 |
| 五. 法人都合により退職したとき   | 1ヵ月以内 |
| 六. 死亡したとき          | 1ヵ月以内 |
| 七. 入居期限が満了したとき     | 2週間以内 |

### 第18条（原状回復義務）

居住者は、借上げ住宅を退去するときは、居住者の責に帰すべき事由による損傷、汚れ等を自己の費用で原状に回復しなければならない。

第 19 条（立ち会い）

借上げ住宅の退去は、法人の立ち会いのもとに行うものとする。

第 20 条（立ち退き料、引越料の支給）

法人は、借上げ住宅からの立ち退き料及び引越料は支給しない。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。